

人口問題研究所
研究資料第三号
昭和二十一年七月一日

特殊分類による女子職業別人口 (昭五二〇・二)

厚生省 人口問題研究所

は し が き

昭和五年国勢調査報告に於ては職業別人口は年令、配偶関係及び産業上の地位別等に表章され
てあるが、人口の職業別構成に關する社会学的、経済学的研究、或はまた職業配分計画樹立等
のための基礎資料としてはこれ以外に何等か別個の分類の必要を感ずるのである。例へば現下緊急
課題の一つたる失業対策の一環として女子家庭復帰問題を考究する場合年令、配偶関係、産
業上の地位別等の分類以外に、より實質的の分類を必要とするのである。

以下示さんとする「特殊分類による女子職業別人口」は直接には女子家庭復帰問題の考究に役
立たしめんとする目的から作成されたものであるが、その分類の方法は決して完璧なものでな
く、また分類上の具體的取扱ひの上で於ても誤謬は少くないと思ふ。これらの点については今後
修正を加へることとし、一応決案として發表し、斯内の參考に資する次第である。

職業の分類方法

職業は小分類に基き次の七項目の何れかに分類した。

- A 業主又は之に準ずるもの
- B 家族従業者又は之に準ずるもの
- C 俸給賃銀生活者
 - (1) 女子の伝統的職業
 - (2) 特殊の職業
 - (3) 一般の職業

D 女子固有の職業

E 女子の禁止職業

X X X X X

A 業主又は之に準ずるものには雇主即ち雇人を使用し又は家族の補助を受けて自己の業務を営む者、單独營業者即ち他人に雇はれず又雇人を使用せず、家族の補助をも受けることなく一人にて自己の業務を営む者及び会社の社長、取締役、代表社員、支配人等の幹部職員を含まざる。

B 「家族従業者又は之に準ずるもの」は小分類に於ける「手助」なる項目に分類されてゐるものに該当する。小分類の「手助」以外にも「家族従業者又は之に準ずるもの」がある筈であるが小分類から推定することは困難であるから一応「手助」として明確に表章されてゐるものに限定した。

C 「賃銀俸給生活者」の内

(1) 「女子の伝統的職業」として分類されたものは、小分類に於ける有業者総数対女子有業者の割合が当該大分類に於ける有業者総数対女子有業者の割合を超過するものである。

(2) 「特殊の職業」中には形式上賃銀俸給生活者であるが特殊の社会経済関係に置かれ、近代の意味に於ける賃銀俸給生活者と見られないもの、(1)特殊の技術、専門的知識、一般的教養を必要とするもの、(2)実質上(1)と看做さるべきものを含んでゐる。

(3) 「一般の職業」は(1)及(2)以外の普通の賃銀俸給生活者である。

D、女子固有の職業は女子に特有の職業で、男子の従業を許さないのである。
E、「禁止職業」は法令により従業を禁止せられてゐる職業で、禁止の有無は職近の事実に基づく。

(島村枝官)

第一表 特殊分類ニヨル女子職業別人口 (昭和5.10.1現在)

A	1,161,120	11.0
B	1,251,705	5.2
C(1)	2,513,197	2.3
C(2)	203,333	1.9
C(3)	298,824	2.8
D	181,582	1.5
E	22,582	0.2
合計	10,559,403	100.0

第二表 大分類及特殊分類ニヨル女子職業別人口 (昭和5.10.1現在)

I 農業	A	437,070	4.8	A	2,448	5.2
	B	5,540	0.0	B	3,229	8.1
	C(1)	17,798	0.3	C(2)	3,877	8.5
	C(2)	131,324	2.1	合計	45,546	100.0
	C(3)	131,324	2.1			
合計	6,397,042	100.0				
II 水運業	A	115	0.3	A	20,057	10.1
	C(1)	1,581	3.3	C(1)	1,074,077	25.1
	C(2)	4,285	1.7	C(2)	1,542,296	10.8
	E	3,562	5.0	合計	1,490,430	100.0
	合計	1,046	100.0			
III 鉱業	A	479,421	3.7	A	1,784	2.8
	B	3,233	2.1	C(1)	42,281	5.3
	C(1)	25,834	2.1	C(2)	10,954	1.2
	C(2)	54,450	3.5	合計	78,979	100.0
	D	125,478	8.2			
合計	1,464,195	100.0				
IV 工業	A	93,987	9.6	合計	619,186	100.0
	C(1)	1,537,822	55.0	C(1)	27,930	4.5
	C(2)	38,752	1.0	C(2)	27,930	4.5
	C(3)	42,948	1.2	合計	57,860	100.0
	D	95,884	10.2			
合計	3,332,343	100.0				
V 商業	A	4,328	5.2	合計	82,701	100.0
	C(1)	52,898	6.3	C(1)	311	0.4
	C(2)	25,705	3.1	C(2)	705	0.9
	合計	82,701	100.0	合計	1,117	1.4

第三表 中分級及特殊分類別之手續費列人口 (昭和5.10.1現在)
 总管内, 敬事, 敬事, 敬事, 敬事, 敬事, 敬事

1. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) C(3) 計	4,144.440 5,520.231 141,331 6 6,095.608	(1) 4,144.440 (5) 4 (7) 313 (2) 5,520.231 (3) 141,331 (4) 6 (5) 47,096 (11) 671
2. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	3,574 1,412 739 15,993	(1) 3,574 (19) 208 (2) 1,412 (3) 739 (11) 739 (4) 15,993
3. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	18,446 218,441 17,758 355 235,240	(1) 18,446 (14) 45 (2) 218,441 (3) 17,758 (4) 355
4. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	802 29,394 30,218 2,440 32,252 3,877 45,546	(1) 802 (19) 642 (22) 59 (23) 54 (24) 1 (2) 29,394 (22) 2,012 (23) 138 (24) 1,679 (3) 30,218 (4) 2,440 (5) 32,252 (6) 3,877 (7) 45,546
5. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	9,771 9,454 22,194 35,424	(1) 9,771 (2) 9,454 (3) 22,194 (4) 35,424
6. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	10 3,071 3,071 4,454	(1) 10 (2) 3,071 (3) 3,071 (4) 4,454
7. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	2 25 27 446 473	(1) 2 (2) 25 (3) 27 (4) 446 (5) 473
8. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	101 709 1,258 2,096	(1) 101 (2) 709 (3) 1,258 (4) 2,096
9. 敬事 = 敬事	A B C(1) C(2) 計	907 3,668 29,140 28,209	(1) 907 (5) 23 (57) 183 (58) 40 (59) 1 (2) 3,668 (59) 183 (60) 23 (61) 23 (3) 29,140 (61) 23 (62) 23 (63) 23 (64) 23 (65) 23 (66) 23 (67) 23 (68) 23 (69) 23 (70) 23 (4) 28,209 (70) 23 (71) 23 (72) 23 (73) 23 (74) 23 (75) 23 (76) 23 (77) 23 (78) 23 (79) 23 (80) 23

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 1.000
 C(1) 1.500
 C(2) 1.500
 計 1.000
 A 2.500
 C(3) 2.500
 計 2.500

金工部 印刷部
 製本部 製本部
 製本部 製本部

12 印刷部 印刷部

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 2.2
 C(1) 12.153
 C(2) 10.233
 計 25.258
 A 64.246
 C(1) 320.032
 C(2) 21.450
 計 420.028

13 印刷部 印刷部

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 2.946
 C(1) 33.607
 C(2) 1.087
 計 37.640
 A 500
 C(1) 1.000
 C(2) 2.518
 計 4.517

14 印刷部 印刷部

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 2.2
 C(1) 12.153
 C(2) 10.233
 計 25.258
 A 64.246
 C(1) 320.032
 C(2) 21.450
 計 420.028

15 印刷部 印刷部

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 2.2
 C(1) 12.153
 C(2) 10.233
 計 25.258
 A 64.246
 C(1) 320.032
 C(2) 21.450
 計 420.028

16 印刷部 印刷部

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 2.2
 C(1) 12.153
 C(2) 10.233
 計 25.258
 A 64.246
 C(1) 320.032
 C(2) 21.450
 計 420.028

17 印刷部 印刷部

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 2.2
 C(1) 12.153
 C(2) 10.233
 計 25.258
 A 64.246
 C(1) 320.032
 C(2) 21.450
 計 420.028

18 印刷部 印刷部

1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)
 1000 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900) 1900 (1900)

A 2.2
 C(1) 12.153
 C(2) 10.233
 計 25.258
 A 64.246
 C(1) 320.032
 C(2) 21.450
 計 420.028

19 印刷部 印刷部

34. 医療ニ従事者

A	12,183	(336) 570 (337) 99 (338) 147 (339) 155 (341) 9,380 (344) 4410
(C1)	85,764	(337) 81380 (344) 4384
(C2)	6,237	(336) 983 (339) 257 (338) 793 (341) 4404
D	35,884	(340) 35884
計	140,068	
A	9	(342) 9
(C1)	1,344	(346) 6,344
(C2)	33,660	(345) 9,649 (347) 26011
計	44,013	

35. 畜産関係者

A	14,944	(343) 97 (349) 300 (350) 8844 (351) 120 (352) 5525
(C2)	9,988	(348) 335 (349) 137 (350) 5,826 (351) 3,161 (352) 2529
計	24,932	

36. 記者、著述者、著者、編集者、通訳者

A	3849	(353) 4 (356) 108 (357) 3,837
(C2)	739	(353) 11 (354) 116 (356) 75 (357) 537
計	4,688	

37. 東洋、自由業者

(C1)	449,183	(352) 669,186
(C2)	28,930	(359) 27,920
計	478,116	

38. 家事従事者

A	4,318	(364) 45 (365) 130 (366) 2,333 (367) 990
(C1)	32,642	(360) 2,837 (361) 4,321 (364) 4,625 (365) 34,795
(C2)	25,705	(365) 2,500 (366) 300 (366) 20,941 (367) 1,164
計	62,701	

39. 其他労働者

貸出用

人口問題研究資料三
昭和十七年四月十五日

女子高等女學校就學率卜婚姻年齡及出生率卜ノ統計的關係ニ関スル調査

其ノ一 妻ノ平均初婚年齡卜女子高等女學校就學率卜ノ統計的

關係(豫報)

厚生省 人口問題

方法

1. 明治四一年以降昭和一二三年ニ至ル三〇年間ニ於ケル關係

イ、女子高等女學校就學率 | 高等女學校生徒數ノ女子人口千ニ對スル比率ヲ求ム。

高等女學校生徒數ハ内閣統計局「大日本帝國統計年鑑」ニ據ル。

女子人口ハ大正九年ヲ除キ大正一三年以前ニツキテハ内閣統計局

「明治五年以降我國ノ人口」所載推計人口ニ據リ、大正九年以降

國勢調査年次ニツキテ國勢調査報告ニ據リ、甬餘ノ年次ニツキテ

ハ内閣統計局發表推計人口ニ據ル。

ロ、妻ノ平均初婚年齡 | 人口問題研究所「人口政策ノ聚」ニ據ル。

ハ、女子高等女學校就學率ト妻ノ平均初婚年齡トノ統計的關係ノ測定

ハ相關係數ノ算定ニヨル。算式ハ $r = \frac{M \times Y}{N \times G}$ ヲ用フ。

2. 地域の相關

1. 昭和一二三年ニツキ道府縣別女子高等女學校就學率ト妻ノ平均初婚

年齡トノ間ノ相關係數ヲ求ム。

口 女子高等女學校就學率、高等女學校、女子師範學校及実科女學校
生徒數ノ一〇、一、二、四歳女子人口ニ對スル比率ヲ求ム。
ハ 妻ノ平均初婚年齡、内閣統計局「統計時報」第六四号、昭一二年
一月ニ據ル。

三 上掲算式ニヨリ相關係教ヲ求ム。

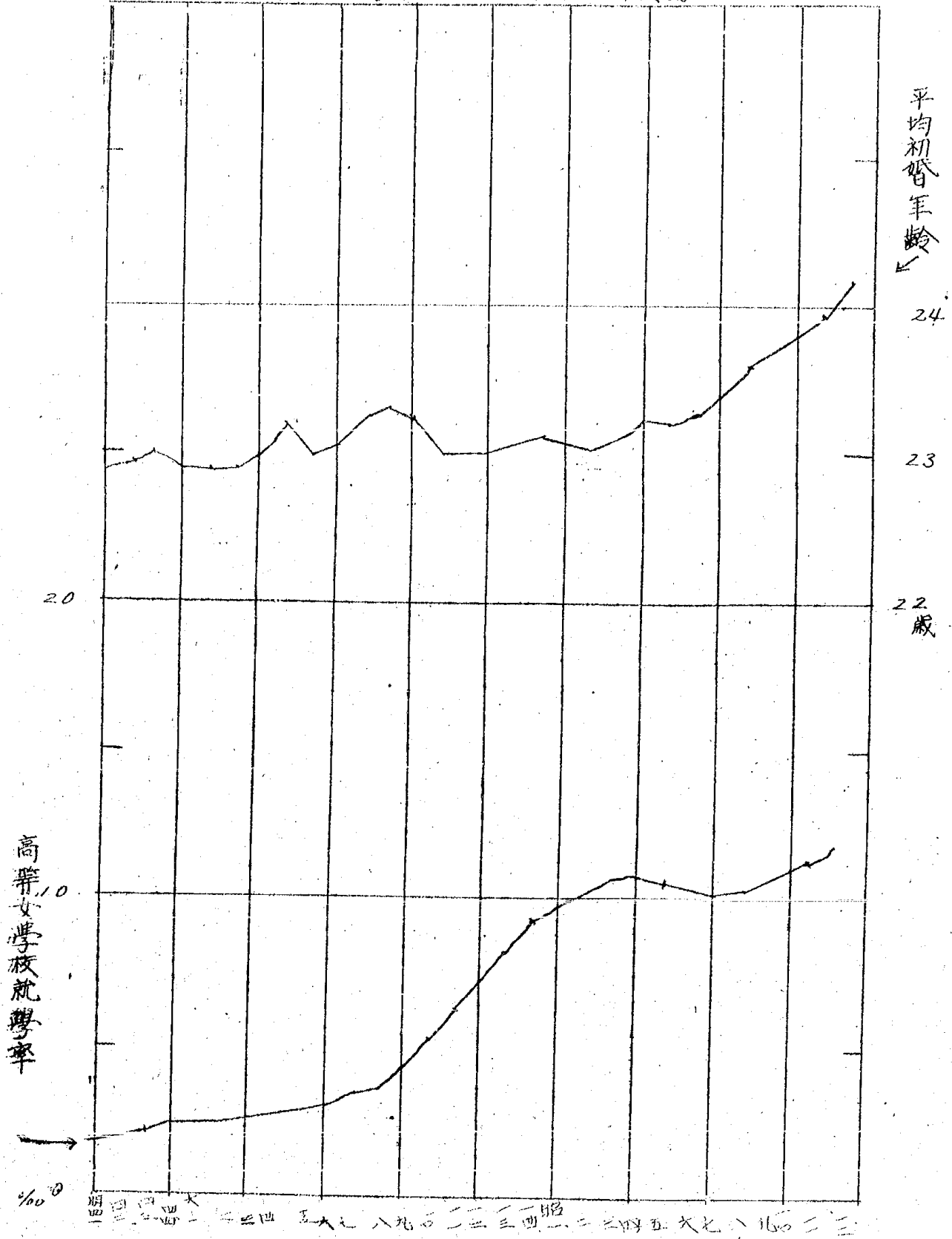
二 結果

明治四一年以降昭和一二年ニ至ル間ニ於ケル女子高等女學校就學率
ノ變動ト平均初婚年齡ノ變動トノ關係ハ第一表ノ如クデアル。
尚、之ヲ圖示シタルモノガ第一圖デアル。

第1表 高等女學校就學率、平均初婚年齡、變動
(明治41年—昭和12年)

年次	高等女學校就學率 %	平均初婚年齡 (歲)
明治 41	1.95	22.87
42	2.14	22.92
43	2.29	22.98
44	2.61	22.90
大正 1	2.57	22.88
2	2.67	22.89
3	2.78	22.98
4	2.88	23.19
5	3.03	22.99
6	3.20	23.05
7	3.64	23.23
8	3.77	23.30
9	4.50	23.22
10	5.45	22.99
11	6.43	23.01
12	7.42	23.02
13	8.37	23.09
14	9.28	23.12
昭和 1	9.87	23.07
2	10.36	23.05
3	10.75	23.11
4	10.87	23.23
5	10.65	23.21
6	10.35	23.25
7	10.21	23.39
8	10.38	23.58
9	10.72	23.71
10	11.12	23.81
11	11.52	23.92
12	11.96	24.16

第1圖 高等女學校就學率、平均初婚年齡ノ變動



女子高等女學校就學率ハ全期間ヲ通ジテ顯著ナル上昇ヲ示シテオブルガ
特ニ大正九年ヨリ昭和四年ニ至ル上昇ノ度ハ極メテ著シク、爾後、昭
和七年ニ至ル迄緩慢ナル低下ヲ示シ再ビ顯著ナル上昇ニ転ジテ現在ニ
及ンデオブル

妻ノ平均初婚年齢モ亦全期間ヲ通ジテ明瞭ナル上昇ノ傾向ヲ示シテ
オブルガ、特ニ昭和六年以降ノ上昇が著シ

兩者ノ間ニハ全体トシテ平行關係ヲ認ムルコトが出来ルガ、相關係
數ヲ算定スレバ

$$r = +0.668$$

ヲ示シ、良好ナル相關關係ノ存在ヲ示シテオブル

2. 地域の相關

昭和十年道府縣ニツキ女子高等女學校就學率ト平均初婚年齢トノ地域
的分布ヲ見ルニ第ニ表ノ如ク、就學率最モ高キ八咫山ノ六八・六%ニ
シテ広島ノ六六%、香川ノ五五・六%、山口ノ五三・五%、佐賀及大分
ノ五二・二%等ノ順位ヲ以テ高キ地域ニ

第2表 高等女學校就學率及平均初婚年齡分布
(昭和10年)

道府縣	高等女學校 就學率 _‰	平均初婚 年 齡	道府縣	高等女學校 就學率 _‰	平均初婚 年 齡
總 數	41.6	23.809	總 數	41.6	23.809
1 北海道	23.2	23.357	24 三重	39.6	23.663
2 青 森	28.3	21.591	25 滋 賀	45.2	23.812
3 岩 手	28.4	21.289	26 京 都	47.3	24.380
4 宮 城	46.7	22.762	27 大 阪	42.6	25.292
5 秋 田	30.8	21.442	28 兵 庫	44.2	24.220
6 山 形	32.9	23.238	29 奈 良	51.1	24.333
7 福 島	29.7	23.330	30 和歌山	48.5	23.760
8 茨 城	28.8	23.961	31 鳥 取	46.4	23.401
9 枋 木	30.8	23.846	32 島 根	28.2	23.486
10 群 馬	27.4	24.462	33 岡 山	68.6	23.772
11 埼 玉	33.9	23.905	34 廣 島	66.0	23.194
12 千 葉	36.4	23.478	35 山 口	53.5	23.340
13 東 京	48.1	25.054	36 德 島	38.4	23.155
14 神奈川	49.9	24.663	37 香 川	55.6	23.730
15 新 潟	32.5	23.242	38 愛 媛	44.8	23.467
16 富 山	46.4	22.088	39 高 知	46.9	23.497
17 石 川	38.0	22.699	40 福 岡	46.8	24.349
18 福 井	43.5	22.608	41 佐 賀	52.2	24.268
19 山 梨	35.2	24.846	42 長 崎	41.9	24.388
20 長 野	37.3	24.733	43 熊 本	45.7	24.129
21 岐 阜	35.5	23.495	44 大 分	52.2	23.408
22 靜 岡	42.0	23.034	45 宮 崎	35.0	23.937
23 愛 知	34.5	23.762	46 鹿 兒 島	39.7	24.864

爲シ、又何レモ瀬戸内地域ニ在ルハ興味アル事実デアル。之ニ次イテ
 奈良五一・一%、神奈川四九・九%、和歌山四八・五%及東京四八・一%
 %等ハ就學率高キ地域ト云フヲ得ル。反之、就學率ハ群馬ニ於テ最
 モ低ク二七・四%ヲ示シ島根ノ二八・二%、青森ノ二八・三%、岩手
 ノ二八・四%、茨城ノ二八・八%、福島ノ二九・七%、栃木及秋田ノ三〇・八
 %、新潟ノ三一・五%、山形ノ三一・九%、北海道ノ三三・二%、埼玉
 ノ三三・九%、愛知ノ三四・五%、宮崎ノ三五・〇%等就學率低キ地域ニ
 屬スル。此等ノ地域中、僅カニ島根、宮崎及愛知ニ縣ヲ除クノ外、何
 レモ關東地方ヨリ東北地方及北海道ニ屬スルハ就學率高キ地域ガ瀬戸
 内ヲ形成スルニ對比シテ之亦興味アル事実ト云フベキデアル。
 翻ツテ妻ノ平均初婚年齢ノ分布ヲ見ルニ大阪ノ二五・三歳ヲ最高トシ
 東京ノ二五・一、鹿兒島ノ二四・九、山梨ノ二四・八、長野及神奈川ノ二四・七、
 群馬ノ二四・五、長崎及京都ノ二四・四、福岡、奈良及佐賀ノ二四・三、兵
 庫ノ二四・二等ハ高キ地域ニ屬スル。反之、岩手ノ二一・三歳最モ低ク、
 秋田ノ二一・四、青森ノ二一・六、富山ノ二二・一、福井ノ二二・六、石川ノ二

二七 宮城ノ二二八、靜岡ノ二三〇、徳島、廣島、山形及千葉ノ二三、

二等低キ地域ニ屬シ、北陸及東北地方ノ諸縣ガ多ク之ニ屬スル。

兩者ノ關係ヲ見ルニ極メテ大体ニ於テハ就學率高キ地域ハ平均初婚
年齡モ亦高キ傾キアリト雖モ、幾多ノ異例存シ明確高度ノ相關關係ハ
之ヲ認ムルコト困難デアル。

試ミニ相關係數ヲ算定スレバ

$r = 0.2953$

ニシテ、相關々係ハ弱小デアル